学校法人福山大学採用選考における求職者等に対する
セクシュアルハラスメントの防止に関する基本方針

施行日　令和 8 年 10 月 1 日

1　はじめに

福山大学及び福山平成大学並びに学校法人福山大学（以下「本学」という。）では、多くの教員、職員を採用していますが、その採用選考、受入れの過程において、採用選考の対象者並びに応募又は受入れの検討のために本学を訪問する研究者、就職希望者、インターンシップ生等（以下「求職者等」という。）に対し、その意に反する性的な言動（SNS 等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含みます。以下「セクシュアルハラスメント」という。）が行われると、求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に悪影響が生じる等の支障が生じるほか、本学の信用を大きく失墜させる危険があります。

本学は、そうした事態が生じないよう、採用選考における求職者等に対するセクシュアルハラスメントが、教育・研究機関としての信頼を揺るがす重大な違法行為であるとの認識の下、これを一切容認しないものとし、求職者等の基本的人権と個人の尊厳を尊重した、公平・公正な選考を行います。

そして、本学は、令和 8 年（2026 年）10 月 1 日に施行される雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）および労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）等の改正（求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置の義務化）を踏まえ、職種、雇用形態または役職の有無を問わず、採用選考または受入生等の受入れ審査、面談、模擬授業、事前の相談・接触等に関わる全ての役職員等（以下「選考・受入担当者等」という。）に対し、以下のルールを厳守するよう求めるとともに、その違反に対して厳格に対処する方針を明確にするために、本基本方針を制定することとします。

2　採用選考の遵守事項

選考・受入担当者等は、求職者等との間に職務上・選考上の強い優越的関係が存在することを常に自覚するものとし、求職者等に対して以下の言動を行わないようにする。

(1) 優越的地位を利用した対価型不適切行為

採用の合否やポストの推薦、研究費や研究環境の優遇などを条件として、性的な関係の強要、不必要な身体接触、または私的な食事やデートなどの勧誘を行うこと、或いは、要求に応じないことに対して、選考上の不利益を示唆すること。

(2) 選考に不必要な私生活・属性に関する質問

面接や控室等において、求職者等に対し、交際相手の有無、配偶者の有無、結婚、出産の予定、家庭の状況、性的指向等について質問すること。

(3) 研究実績や能力と無関係な容姿への言及

求職者等の容姿、服装、身体的特徴に関する言動を行うこと。

(4) 職務権限を背景とした個人的な誘い等

採用選考や受入検討を理由として求職者等を私的な飲食に誘うこと、または出張時の客室その

他不適切な場所或いは密室で求職者等と１対１で面談等を行うこと。

選考または受入手続上の必要性がないにもかかわらず、求職者等の個人の SNS アカウントや私用連絡先を聞き出したり、そこへ連絡したりすること。

3　面接等の実施時の対応

選考・受入担当者等は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、次の事項を徹底しなければならない。

(1) 面談等に先立ち、本基本方針を確認すること。

(2) 採用に関する面接等は、原則として日中の勤務時間内に、事前に指定された会議室等（必要によってはオンライン）で実施するものとし、必ず複数名(2 名以上)で対応すること。

(3) 求職者等との日程調整その他の連絡は、原則として本学のメールアドレス（h-soumu@fukuyama-u.ac.jp）または公募時に明記する連絡先を通じて行うものとし、選考・受入担当者が個人で管理するメールアドレス等を伝えないようにすること。

4　相談体制の整備

本学は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談を受け付けるための窓口を学校法人福山大学総務部総務課（h-soumu@fukuyama-u.ac.jp）と定め、それを求職者等に周知するものとします。

5　求職者等へのセクシュアルハラスメントが発生した時の対応

選考・受入担当者等が本ガイドラインに違反し、性的言動を行ったことが疑われる場合、本学は、当該求職者等の選考の合否に関わらず、以下のとおり対応を行う。

(1) 求職者等に対するセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合、本学は、本学ハラスメント関係規程等に基づき、事実関係を迅速かつ正確に調査、確認します。

(2) 求職者等の保護

採用選考または受入れの検討段階で求職者等からセクシュアルハラスメントの申告があった場合、本学は、直ちに当該選考・受入のプロセスを中断し、求職者等に対する二次被害防止策を講じるとともに、求職者等への再評価を行う等の適切な不利益回避措置を講じます。

(3) 求職者等のプライバシー保護

求職者等のプライバシー及び秘密は厳重に保護します。

また、調査が完了した場合、その結果を求職者等に速やかに報告するものとし、セクシュアルハラスメントの相談・通報をしたことを理由に、採用選考において不利益な扱いを受けることがないようにします。

(4) 違反者への厳正な処分

採用選考において、求職者等に対するセクシュアルハラスメント行為の事実が確認された者に対しては、本学ハラスメント関係規程等に基づき、厳正な処分等を行います。

また、採用選考に関わる違反者は、以降、全ての採用選考から外すものとします。